

あなたの
意見を市政に
生かそう

「パブリックコメント制度」

市では、市政への市民参加を図り、開かれた市政をより一層推進するため、「パブリックコメント制度」を本年4月から導入しました。これは、みなさんの多様な意見や知識を市の政策に反映させるしくみの一つです。

パブリックコメント制度とは？

「パブリックコメント制度」とは、市民のみなさんの生活に広く影響を及ぼす重要な政策（条例や計画など）を市が作る際に、事前にその案を公表し、市民のみなさんから意見を求めるとともに、寄せられた意見を政策に生かせるかどうか検討し、最終的な市の意思決定を行う制度です。

また、みなさんから寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表します。

これにより、市政運営の透明性と公正性の確保が図られるとともに、市民のみなさんの市政への参加・参画の機会が制度として確保されます。

対象となる条例や計画は？

次の条例を定めるときや
変更、廃止する場合

- ・ 市の基本的な制度を定める条例
- ・ 市民生活または事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

次の計画などを定めるときや
変更する場合

- ・ 市の総合的な構想や計画
- ・ 市の基本的な方針や計画

その他
・ 実施機関がパブリックコメントを適用することが必要と認める場合

実施機関は？

実施機関となるのは、市長部局や教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委

意見を提出できる人は？

- 市内に住所がある人
- 市内に事務所または事業所を持つ個人、法人、その他の団体
- 市内の事務所または事業所に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 市税の納税義務がある人
- 対象となる政策や計画などに利害関係がある人

員、農業委員会、固定資産評価審査委員会など、市の機関です。

議決機関である議会（議会議務局）は対象外となります。

市ホームページ内の「例規集」から「本庄市パブリックコメント実施要綱」をご覧になれます。また、10月から、ホームページにパブリックコメントのページを掲載します。どうぞご利用ください。

企画課 1157

パブリックコメント制度の流れ

- 1 条例や計画などの案を作成** 市が条例や計画などの案を作成します。
- 2 条例、計画などの案を公表** 市のホームページや閲覧所（所管課窓口、市役所市政情報閲覧室、総合支所総務課）などで案を公表します。案のほか、意見の提出先や提出方法など、必要事項を明示します。公表期間は、公表の日から30日以上期間を設定します。
- 3 意見募集** 公表期間内において、みなさんから意見を募集します。意見を提出する場合は、住所、氏名（または名称）、連絡先を明記してください。
- 4 意見の取り扱いを検討** 提出された意見が条例や計画などに反映できるかどうか検討します。
- 5 最終案および市の考え方を公表** 検討後の最終案を決定し、公表します。また、提出された意見に対する市の考え方を公表します。公表は「条例、計画などの案を公表」と同じ方法で行います。
住所や氏名などの個人情報には公表しません。
- 6 条例や計画などの決定** 以上の手続きの後、必要な諸手続を取り、条例や計画などを決定します。

あなたの住所がわかりやすく！

第5次住居表示整備事業が スタートします！

住居表示とは？

住居表示を実施する前の住所は、土地の地番を「番地」として用いているため、次のような問題点があります。

- ・町の境界が入り組んでいる
- ・地番が順序よく並んでいない
- ・分筆や合筆などにより、枝番や欠番、飛番が生じる

こうしたことから、住所がわかりにくく目的地が見つからない、救急車両の到着が遅れる、郵便物が誤配されるといった不便や支障をきたすおそれがあります。

住居表示は、このような不便を解消するため、建物だけにつけられる番号(住居番号)を使い、わかりやすい住所にする制度です。

事業の実施区域

今回の住居表示整備事業では、次の区域について事業を実施します。

J R高崎線以南の県道本庄寄居線と女堀川で囲む地域および北堀の一部地域(四季の里住宅団地付近)…下図

新たに、街区方式による住居表示を実施します。

町の境界は、道路や河川、鉄道などの恒久的な施設により、入り組みをできるだけなくした境界線で区切ります。

さらに、町の中を道路や水路などでいくつかの区画(街区)に分け、順序よく番号(街区符号)をつけます。街区の周囲を一定間隔に区切り、順番に基礎番号をつけます。各建物の住居番号は、その建物の出入り口が接したところの基礎番号が用いられます。

寿1丁目…下図

すでに住居表示を実施済みの地域ですが、区画整理事業によって新しく形成された街区への変更が必要となるため、今回の住居表示に合わせて、街区割りの変更を行います。

市では、平成19年度完了に向けて事業を実施していきま

す。今年度は、実施区域の自治会長のみなさん、学識経験者などで組織される住居表示整備審議会を開催し、新しい町割りや町名などについて審議を進める予定です。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

まちづくり課 1118

住居表示を実施すると…

実施前の住所
本庄市 旧町名 番 地 枝番
番地

実施後の住所
本庄市 新町名 街区符号 住居番号
丁目 番 号

